

指定申請に関するQA【指定申請者用】

(1) 指定研修機関の指定申請について

No	(質問)	(回答)
1	指定研修機関の申請は、研修開始の何ヶ月前に行えば良いでしょうか。	年度前半(4～9月)に研修開始をお考えの場合は前年の11月末までに、年度後半(10月～3月)に研修開始をお考えの場合は5月末までに申請が必要です。 なお、申請にあたっては、必ず事前に地方厚生局健康福祉部医事課に相談してください。できるだけ早い段階で相談し、遅くとも5月15日又は11月15日までは申請書類が適切にそろるようにしてください。
2	共通科目又は区分別科目のどちらかのみを行う場合でも、指定研修機関としての申請ができるでしょうか。	できません。

(2) 研修体制について

No	(質問)	(回答)
1	特定行為研修の責任者は、複数の特定行為区分に係る特定行為研修の責任者になっても良いでしょうか。	差し支えありません。
2	施行通知に示された特定行為研修の内容以外に、必要と考える専門的な内容を追加しても良いでしょうか。	差し支えありません。 その際は、施行通知に示された特定行為研修の時間数に追加する内容に係る研修の時間数を追加して下さい。
3	協力施設になるための指定基準はありますか。	指定研修機関が、協力施設と連携協力して特定行為研修を実施するにあたっては、協力施設を含め指定研修機関の指定の基準を満たしている必要があります。 具体的には、次のとおりです。 ・特定行為研修の実施責任者が配置されていること ・指定研修機関と協力施設との緊密な連携体制を確保していること ・指定研修機関と協力施設との間で、指導方針を共有していること ・関係者による定期的な会議の開催等が行われること

(3) 指導者について

No	(質問)	(回答)
1	区分別科目の医師の指導者に関し、臨床研修指導医と同等以上の経験とは、どのような経験をいうのでしょうか。	7年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導経験を有する者などが想定されますが、各厚生局に個別に相談してください。
2	看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者となりますが、準ずる者とはどのような方でしょうか。	平成22年度及び平成23年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修を修了した看護師、専門看護師及び認定看護師、大学等での教授経験を有する看護師などが想定されます。
3	特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会とはどのようなものでしょうか。	「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」(主任代表者春山早苗))にのっとり講習会をいいます。 なお、平成27年度は、厚生労働省委託事業においても当該講習会を実施します。
4	区分別科目における実習を協力施設で行う場合、当該科目の実習の指導者は、すべて協力施設に所属する者でなくても良いでしょうか。	差し支えありません。なお、適切な指導ができる体制を確保するため、基本的には該当施設勤務する医師の指導者は少なくとも1名以上必要と考えます。
5	患者に対する実技を行う実習における指導者の適切な人数とはどの程度を言うのでしょうか。	患者に対する実技を行う実習においては、指導者1人が同時に受け持つ受講者を5人までとする体制を確保することが望ましいと考えます。

(4) 申請書類の記載について

No	(質問)	(回答)
1	申請者が大学院の場合、様式1の「名称」は、学部だけでなく専攻分野まで記載するのでしょうか。	その通りです。
2	共通科目と区分別科目の定員数が異なる場合、それぞれの定員を記載するのでしょうか。	その通りです。
3	2以上の特定行為区分の研修を行う場合、共通科目が重複し、かつ、その研修を同時に行う場合には、様式1別紙2「講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」及び様式1別紙6「特定行為研修の指導者の氏名等」は特定行為区分ごとに記載が必要でしょうか。	共通して同時に行われる共通科目に係る内容は、いずれか1つを様式1別紙2及び様式1別紙6に記載して下さい。
4	指導者が複数の分野を担当する場合、様式1別紙6の「特定行為研修の指導者の氏名等」の担当分野は、担当する分野ごとに記載するのでしょうか。	その通りです。
5	講義、演習又は実習を行う施設が、指定研修機関と同一法人(例えば、大学が指定研修機関で、大学附属病院で実習を行う等)である場合、様式1別紙4「協力施設承諾書」は必要でしょうか。	必要ありません。
6	実技試験(OSCE)の評価を行う指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医療関係者については、申請書のどこに記載するのでしょうか。	様式1別紙6「特定行為研修の指導者の氏名等」に氏名等を記載していただくとともに、備考欄にその旨を記載して下さい。
7	施行通知で示されている「学ぶべき事項」は特定行為研修計画書に記載するのでしょうか。	その通りです。共通科目の各科目及び区分別科目に含まれる「学ぶべき事項」が分かるよう特定行為研修計画に記載して下さい。
8	様式1別紙2の「実習を行う施設における特定行為研修期間の特定行為に係る症例数の見込み」の症例数の見込みは、実習を行う期間の症例数を記載するのでしょうか。	その通りです。

(5) 申請書類の提出について

No	(質問)	(回答)
1	提出部数は何部でしょうか。	原本1部、写し1部の合計2部を提出下さい。
2	「特定行為研修を修了した看護師に関する報告書」は、メールで送ってもよいのでしょうか。	原本1部、写し1部の合計2部及びパスワードを設定した電子データを収納した電子媒体(CD-ROM)1枚を地方厚生局に提出して下さい。提出は、直接手渡しとするか書留にて送付して下さい。また、電子データにかけたパスワードについては、別途、厚生労働省看護課(ns-tokutei@mhlw.go.jp)にメールでお知らせください。
3	申請者が法人の場合に提出する「寄附行為」は、原本証明の提出が必要でしょうか。	必要ありません。
4	申請者が法人の場合に提出する「登記事項証明書」は、全部事項証明の提出が必要でしょうか。	その通りです。

(6) 年次報告書について

No	(質問)	(回答)
1	年次報告書を作成する場合、年次報告書の「前年度」と「当該年度」は、何を指すのでしょうか。	「前年度」とは、年次報告書を提出する年度の前年を、「当該年度」とは、年次報告書を提出する年度です。

(7) 変更届出書について

No	(質問)	(回答)
1	特定行為研修の内容について、たとえば、演習の方法(ロールプレイを追加等)や講義の時間配分等を変更した場合、変更届出書の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
2	学習の進度(進度表)が変更となる場合は、変更届出書の提出が必要でしょうか。	必要です。なお、進度表は特定行為研修計画に含まれますので、特定行為研修計画の変更に係る届出となります。
3	独自科目の名称を変更する場合は、変更届出書の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
4	変更届出については、地方厚生局への事前相談は必要でしょうか。	必要です。

(8) 特定行為研修の履修免除について

No	(質問)	(回答)
1	履修免除を行う場合は、履修免除規定の作成は必要でしょうか。	必要です。なお、履修免除の規定に関しては、特定行為研修管理委員会に諮ることが望ましいと考えます。